

株主の皆様へ

第170期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報 (法令及び定款に基づくみなし提供事項)

業務の適正を確保するための体制

及び当該体制の運用状況…………… 1 ページ

連結注記表…………… 6 ページ

個別注記表…………… 14 ページ

株式会社フジクラ

(証券コード 5803)

-
- (注) 1. 以下に表示しております上記各書類の内容は、第170期定時株主総会招集のご通知に際して、法令及び定款に基づき、株主の皆様に対して書面により提供したものとみなされる情報であります。
2. 上記の情報は、2018年6月4日の第170期定時株主総会招集ご通知の発信の時から、同総会の日から3ヶ月を経過する日までの間、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.fujikura.co.jp/ir/statement/meeting/index.html>) に掲載いたします。

(業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況)

(一) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容

1. 当社の経営体制及び内部統制システムの実施主体

【経営体制】

当社は監査等委員会設置会社であり、当社の取締役総数は14名、うち監査等委員でない取締役は9名(以下、「業務執行取締役」という)、監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という)は5名である。社外取締役は4名で全員が監査等委員である。

当社では、取締役会の決議により、業務執行取締役として取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。取締役社長は、取締役会議長であるとともに当社及び当社の子会社から成る企業集団全体(以下、「当社グループ」と総称し、各子会社を「グループ会社」という)についての最高経営責任者となる。取締役社長以外の業務執行取締役は、社内カンパニーとして組織された主要な事業分野の責任者またはカンパニー以外のコーポレート部門、研究開発部門等のカンパニー横断的な間接部門(以下、「コーポレート部門等」という)若しくはコーポレート部門等に属する組織を統括する責任者となる。さらに社内カンパニーに匹敵する規模の重要なグループ会社についても当社側の責任者に業務執行取締役を置く。

当社の経営は、上記の責任を分担する個々の業務執行取締役を最高経営責任者である取締役社長が統括する体制で執行される。

監査等委員会は1名の社内取締役と4名の社外取締役の合計5名で構成され、社内取締役は常勤である。監査等委員会の活動を補助する組織として、その指揮下に監査等委員会室を設ける。

【業務執行取締役による内部統制システムの構築及び監査等委員会による監査】

業務執行取締役はその所管するカンパニー及びコーポレート部門等並びにグループ会社について、以下2.及び3.に定める内部統制システムの遵守・実行の責任を負う。また、内部統制システムを決定する取締役会の一員である立場から、内部統制システムの適正性について責任を負う。

監査等委員会の監査は、業務執行取締役の職務の執行に係る内部統制システム(以下2.)の遵守及び実行の状況を確認・検証することによって行われる。監査等委員会はこのため、自ら当社及びグループ会社の状況を調査し、また、執行側から提供される情報の内容を確認・検証する。さらに必要に応じ、業務執行取締役をはじめとする執行の当事者に直接の説明を求める。以上と合わせ、内部統制システムを決定する取締役会の一員である立場から、内部統制システムの適正性について責任を負う。

2. 会社法第399条の13第1項第1号ハの事項

【取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備】

(1) 会社法第399条の13第1項第1号ハの事項

【取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制】

当社の主要な意思決定は、取締役会と取締役会から権限を委譲された業務執行取締役によって行われる。取締役会については、審議事項の法令・定款への適合性を事前にコーポレート企画室や法務室が検証し、さらに取締役会では専門性を有する社外取締役(弁護士、公認会計士)が審議に加わって十分な確認が行われる。

「業務執行取締役の責任・権限規程」の定めに基づき業務執行取締役に権限移譲された決定事項は、専用のデータベースに登録され、関係するコーポレート部門及び監査等委員会室は内容の確認を行い、あるいは業務執行取締役に詳細を確認する等して法令・定款への適合性を確認する。さらに、監査等委員はデータベースに登録された情報を常に閲覧することができ、必要に応じて直接又は監査等委員会室を通じて内容・詳細の確認を行う。

業務執行取締役の管理下で遂行される日常的な業務については、各コーポレート部門が定める社内規程や教育、個別の指導等により適法性を確保するとともに、監査部による業務監査によって課題の抽出、対策の立案及びその実施確認が行われる。

適法性に関して特に注意すべき事項は、定期的開催されるリスク管理委員会で共有が図られ、管理精度の向上等についてトップマネジメントの指示がなされる。

また、「内部通報制度運用規程」を定め公益通報制度を運用する。総務・広報部及び外部弁護士を通報窓口として設置するとともに、通報者に対する不利益取り扱いの禁止、匿名性の確保等を定めている。

会社法施行規則第 110 条の 4 第 2 項第 1 号から第 5 号について以下のとおりとする。

(2) 会社法施行規則第 110 条の 4 第 2 項第 1 号の事項

【取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制】

取締役会の報告・決定事項並びに業務執行取締役の決定事項に関して、報告・決定のため作成され会議等において共有された文書並びに報告・決定内容を記す議事録等の文書については、コーポレート企画室及び法務室が管理・保存し、関係先の照会に応ずる体制をとる。

経営執行会議、設備投資委員会、リスク管理委員会、カンパニー経営会議その他の重要な意思決定及び情報伝達を目的とする会議の配布・討議資料並びに議事録などの文書は、各会議の主管部門が自ら定める規律に従って一元的に保管管理し、必要に応じて社内関係先からの照会に応ずる体制をとる。

会議体によらない書面による意思決定に関しては、当該決定事項を所管する部門が、決定内容を記した文書の適宜の保管管理並びに社内関係先からの照会に応ずる体制をとる。

(3) 会社法施行規則第 110 条の 4 第 2 項第 2 号の事項

【損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

当社が管理すべきリスク（グループ会社で生じたものを含む）を、事業機会に関連するリスク（『戦略リスク』）と事業活動の遂行に関連するリスク（『業務リスク』）に分類し、戦略リスクについては、意思決定を行う取締役会と業務執行取締役がそれぞれ決定に至る検討過程でこれを管理する。他方、業務リスクについては、『フジクラ リスク管理規程』に基づき取締役社長を委員長とするリスク管理委員会が管理する。

重大な損失が発生又は発生が急迫している場合の危機管理は、上記リスク管理規程において、トップマネジメントへの情報の速やかな伝達と集中、対応組織の構築及び責任体制等を定める。

(4) 会社法施行規則第 110 条の 4 第 2 項第 3 号の事項

【取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

取締役社長を最高経営責任者とする執行の体制（上記 1. 【経営体制】参照）は、その効率的な運営のため、意思決定を取締役会及び業務執行取締役に配分する。

取締役会は、成長戦略の中核となる年度及び中期の経営計画や規模の大きな M&A などの重要な事項について、十分かつ充実した審議をもって決定することとし、このため、各カンパニーを統括する業務執行取締役だけでなく、多様な知見を持ち、かつ、客観性に優れた社外取締役で取締役会を構成する。

各カンパニーやコーポレート部門等を統括する業務執行取締役は、それら組織に専属する事項や比較的リスクの少ない事項について決定権限を持ち、迅速果断な意思決定により機動的で効率的な執行を行う。

(5) 会社法施行規則第 110 条の 4 第 2 項第 4 号の事項

【使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制】

当社従業員その他当社業務に従事する者の諸法令の遵守については、取締役社長が委員長を務めるリスク管理委員会が当社グループを統括し、課題の抽出や情報の共有化、コーポレート部門が企画する法令遵守のための教育その他の諸施策について、トップマネジメントとして方向付けを行う。

公益通報制度として、当社従業員その他当社業務に従事する者は、匿名性の確保及び通報者の不利益取り扱い禁止を定める「内部通報制度運用規程」に基づき、総務・広報部及び外部弁護士に対して通報を行うことができる。

(6) 会社法施行規則第 110 条の 4 第 2 項第 5 号イ、ロ、ハ、ニの事項
【企業集団における業務の適正を確保するための体制】

各グループ会社について、当社側の所管部門として会社ごとにカンパニー又はコーポレート部門等を定める。当該所管部門の責任者である業務執行取締役は、所管するグループ会社の経営全般について責任を負う。

カンパニーに匹敵する規模の一部のグループ会社については、カンパニー又はコーポレート部門に属さず、業務執行取締役が直轄する場合がある。

(イ) 子会社の取締役、業務を執行する社員等（以下、「取締役等」という）の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

所管部門は、グループ会社からの報告を規律するものとしてカンパニー経営会議規程等を設け、グループ会社の経営成績については毎月、人事・組織、設備投資、製品品質その他の重要な事項については適時に報告を受ける。

(ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各グループ会社は、自らリスク管理を行うことを基本としてリスク管理に関する規程を定める。所管部門は、所管するグループ会社で生じたリスクについて適時・適切に報告を受け、発生したリスクの対応につきグループ会社を支援・指導する体制を整備する。

(ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、個々のグループ会社についてそれぞれの役割・機能を明確に定め、これらグループ会社を含めた企業集団として経営計画を策定する。定期的な実績報告や緊密な連携の下での予実管理等とともに、人事交流などを通じて意思疎通が綿密かつ円滑に行える体制とする。

(ニ) 子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各グループ会社は法令遵守に関する責任者を置く。当該責任者は、法令遵守状況の当社への報告、当社が定める個別の法令遵守のための諸施策のグループ会社における実行等を行う。

各グループ会社は、その従業員等が当社の内部通報制度を利用し又は社外弁護士へ直接通報できる公益通報制度を整備する。

3. 会社法第 399 条の 13 第 1 項第 1 号（ロ）の事項

【監査等委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項】

会社法施行規則第 110 条の 4 第 1 項第 1 号から第 7 号について以下のとおりとする。

(1) 会社法施行規則第 110 条の 4 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の事項

【当該株式会社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項】

【前号の取締役及び使用人の当該株式会社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項】

【当該株式会社の監査等委員からの第 1 号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項】

コーポレート企画室及び法務室を所管する業務執行取締役（以下、「コーポレート担当取締役」という）は、監査等委員会がその職務の執行のため必要なものとして要求する体制の整備について責任を負い、合理的な理由なくこれを拒否することはできない。

また、コーポレート担当取締役は、監査等委員会の職務の執行を補助する組織として監査等委員会室を設置し（最低1名の専任者を配置する。）、当該委員会室を監査等委員会の指揮下に置き、監査等委員会から当該委員会室の権限・予算・要員等に関して要求があった場合、合理的な理由なくこれを拒否することはできない。

(2) 会社法施行規則第110条の4第1項第4号イの事項

【当該株式会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び会計参与並びに使用人が当該株式会社の監査等委員会に報告をするための体制】

業務執行取締役及び使用人は、法令又は定款に違反する会社の行為又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査等委員会に報告しなければならない。また、総務・広報部は、「リスク管理規程」に定める重大リスクに関する情報の伝達を受けたときは、速やかに監査等委員会へ報告しなければならない。

業務執行取締役が決定しようとする事項及びカンパニー経営会議で報告される事項は常に監査等委員会の閲覧に供されることとし、このため業務執行取締役は当該事項を所定のデータベースへ登録しなければならない。コーポレート企画室、法務室及び監査等委員会室は、協働して当該データベースに登録された情報を確認し、追加の情報収集などを行った上で必要に応じて監査等委員会へ報告し、（また、他のコーポレート部門と情報を共有し、）あるいは取締役会へ付議するなどの措置をとる。

監査等委員は、監査等委員会の職務の執行として何時でも社内の会議に陪席することができるほか、関係する書面や記録等を閲覧することができる。また、監査等委員会は必要と判断したときは何時でも、関係する業務執行取締役及び使用人に詳細を質問し、あるいは調査を求めることができ、業務執行取締役及び使用人はこれに応じなければならない。

(3) 会社法施行規則第110条の4第1項第4号ロの事項

【当該株式会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当該株式会社の監査等委員会に報告をするための体制】

グループ会社の取締役、監査役及び使用人は当社あるいは当該グループ会社に法令又は定款に違反する行為又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、監査等委員会へ直ちに報告しなければならない。また、総務・広報部は、「リスク管理規程」に定める重大リスクに関する情報の伝達を受けたときは、速やかに監査等委員会へ報告しなければならない。

グループ会社について、これを所管する業務執行取締役は、当該グループ会社に対して上記の報告義務を徹底させなければならない。

監査部、その他のコーポレート部門及びカンパニー内の管理部門等は、グループ会社の行為に不正又は不適切な事実を発見したときは、直ちに監査等委員会へ報告しなければならない。

(4) 会社法施行規則第110条の4第1項第5号の事項

【前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制】

当社及びグループ会社は、前号イ、又はロ、の監査等委員会に対する報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをしない。

(5) 会社法施行規則第110条の4第1項第6号の事項

【当該株式会社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項】

当社は、監査等委員会の年間の監査計画に基づき、それに要する費用につき予算措置を講じる。監査計画外の随時の活動に要する費用は、社外の専門家等の活用に必要なものを含め、監査等委員会の職務の執行として合理的である限りにおいてこの費用を支弁し、又は費用の支払いを当社に求めたときは、当社はこれを負担する。

(6) 会社法施行規則第 110 条の 4 第 1 項第 7 号の事項

【その他当該株式会社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制】

監査等委員会は、取締役社長を含め業務執行の責任を負う取締役又は執行役員その他の使用人を対象に、取締役会以外で意見交換や質問等の機会を求めることができ、この窓口となるコーポレート担当役員は、監査等委員会の請求の主旨を踏まえ、請求に応ずるため必要な調整を行う。

(二) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンス体制

当年度中にリスク管理委員会を 3 回開催いたしました。リスク管理委員会では、コンプライアンスに関する事項を含むグループ全社で対応すべきリスク及びカンパニー別の固有のリスクを前年度のリスク管理計画の実施状況を踏まえ、当年度のリスク管理計画を作成し、計画に沿って管理を行っております。また、個別の事案についても適宜報告を受け、再発防止策の確認や、グループ会社を含めた情報共有等を行っております。

業務執行取締役が決裁権限を委譲された事項は、当該事項に係るコーポレート部門及び監査等委員会の活動を補助する組織である監査等委員会室が、法令・定款に適合していることを確認しています。また、業務執行取締役の管理下で遂行される日常的な業務については、内部監査部門、各コーポレート部門、カンパニー管理組織等が適法性・妥当性について適切に管理しています。

他方、監査等委員会は、執行部門から独立した機関として、リスク管理委員会とは別個にグループ全社のリスク管理を行い、適宜監査を行っております。また、当社の内部統制システムの妥当性及び実効性についても監査を行っております。

当社及びグループ会社は、それぞれ公益通報制度として内部通報制度を運用しています。内部通報制度では、社内外に受付窓口を設け、通報者の匿名性を確保し、通報者への不利益取り扱いが禁止されています。また、内部通報制度の運用状況はリスク管理委員会及び監査等委員会へ報告されています。

2. グループ会社の経営管理体制

各カンパニー又はコーポレート部門等は、その所管するグループ会社に対して「リスク管理規程の整備」、「法令遵守責任者の設置」、「内部通報制度の整備」を求め、国内のグループ会社はその整備を完了し、海外においても整備を進めています。また、各カンパニー等は、グループ会社を含めたカンパニー経営会議等を定期的で開催してグループ会社からの適時適切な報告体制を確保しつつ、効率的に事業運営を遂行しています。

3. 監査等委員会の実効性を確保する体制

監査等委員会の職務を補助する組織として、監査等委員会室を設けて専任者を配置しています。なお、監査等委員会室は業務執行側からの独立性を有し、監査等委員会から直接の指示・命令の下、監査等委員会の支援を行っております。

監査等委員は、社内会議への出席権限、業務執行取締役の決裁に係る事項を登録したデータベースへのアクセス権限を有し、必要に応じて調査等を実施しています。

また、会計監査人及び内部監査部門との間で四半期ごとに三様監査協議会を実施しています。同協議会では、内部統制システムの運用状況や監査の状況に関する情報共有、不正リスク低減に関する意見交換などを行って監査の実効性確保に努めています。

(連結注記表)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社は98社である。

西日本電線株式会社
フジクラ電装株式会社
第一電子工業株式会社
株式会社東北フジクラ
株式会社フジクラコンポーネンツ
協栄線材株式会社
沼津熔銅株式会社
フジクラプレシジョン株式会社
フジクラソリューションズ株式会社
株式会社フジクラ・ダイヤケーブル
藤倉商事株式会社
株式会社フジクラエンジニアリング
株式会社スズキ技研
プレシジョンファイバオプティクス株式会社
株式会社シンシロケーブル
フジクラ物流株式会社
株式会社青森フジクラ金矢
株式会社フジクラビジネスサポート
富士資材加工株式会社
米沢電線株式会社
ファイバーテック株式会社
DDK (Thailand) Ltd.
Fujikura Asia Ltd.
Fujikura Europe Ltd.
Fujikura Hong Kong Ltd.
FIMT Ltd.
珠海藤倉電装有限公司
Fujikura Federal Cables Sdn. Bhd.
藤倉電子 (上海) 有限公司
Fujikura Fiber Optics Vietnam Ltd.
第一電子工業 (上海) 有限公司
Fujikura Automotive (Thailand) Ltd.
江蘇藤倉亨通光電有限公司
長春藤倉電装有限公司
広州藤倉電線電装有限公司
藤倉烽火電材料科技有限公司
藤倉 (中国) 有限公司
Fujikura Automotive Vietnam Ltd.
DDK VIETNAM LTD.
Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.
Fujikura Europe (Holding) B.V.
America Fujikura Ltd.
AFL Telecommunications Holdings LLC.
AFL Telecommunications LLC.
AFL Telecomunicaciones de Mexico, S. de R.L. de C.V.
AFL Telecommunications Europe Ltd.
AFL Network Services Inc.
AFL Telecommunications GmbH
Fujikura Automotive America LLC.

Fujikura Automotive Holdings LLC
Fujikura America, Inc.
Fujikura Richard Manufacturing, Inc.
Fujikura Automotive Mexico, S. de R.L. de C.V.
Fujikura Resource Mexico, S. de R.L. de C.V.
Dossert Corporation
The Light Brigade, Inc.
Verrillon Inc.
AFL Services Europe Ltd.
Fujikura Automotive Paraguay S.A.
Fujikura Automotive Mexico Puebla, S.A. de C.V.
Fujikura Automotive Mexico Queretaro, S.A. de C.V.
Fujikura Automotive Mexico Salamanca, S.A. de C.V.
Fujikura Automotive do Brasil Ltda.
Fujikura Resource Muzquiz S. de R.L. de C.V.
Fujikura Automotive Europe GmbH
Fujikura Automotive Morocco Kenitra, S.A.S.
Fujikura Automotive Europe S.A.U.
Fujikura Automotive Romania S.R.L.
Fujikura Automotive Morocco Tangier, S.A.S.
Fujikura Automotive Ukraine Lviv LLC
AFL Telecommunications, Inc.
Fujikura Electronics Vietnam Ltd.
藤倉 (上海) 通信器材有限公司
ATI Holdings, Inc.
ATI International Investments Inc.
ATI Telecom International Company
Alta Communications Ltd.
Telecom Professional Services Inc.
Alta Telecom Inc.
AFL Telecommunications Australia Pty Ltd.
Optronics Limited
FibreFab Inc.
FibreFab General Trading LLC
FibreFab Hong Kong Limited
Sofetek Hong Kong Limited
Optron Holding Limited
FibreFab Limited
FibreFab Optronics Shenzhen Limited
Tier2 Technologies Ltd.
AFL Telecommunications Brno s.r.o.
Fujikura Automotive India Private Ltd.
Fujikura Automotive Russia Cheboksary LLC
Fujikura Automotive Czech Republic, s.r.o.
Fujikura Automotive Services Inc.
AFL IG LLC
Fujikura Automotive MLD S.R.L.
America Fujikura India Private Ltd.
AFL Solutions, Inc.

前連結会計年度との比較

新規設立したことにより、America Fujikura India Private Ltd. が連結子会社となった。
上海藤倉光通信器材有限公司は、藤倉 (上海) 通信器材有限公司に社名を変更した。
株式を売却したことにより、株式会社フジデンを連結子会社から除外した。
新規設立したことにより、AFL Solutions, Inc. が連結子会社となった。
Nistica Inc. は、AFL Telecommunications, Inc. に社名を変更した。

株式会社フジクラファシリティーズ等、連結の範囲から除外した子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていない。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社のうち、以下の会社に対する投資については持分法を適用している。
持分法を適用した会社 関連会社数 9社

主要会社名	藤倉化成株式会社 藤倉ゴム工業株式会社
-------	------------------------

前連結会計年度との比較

株式を売却したことにより、株式会社ジャパンリーコムを持分法適用の範囲から除外した。

上海南洋藤倉電纜有限公司等、持分法を適用しない会社は、当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要な影響を及ぼしていない。なお、持分法適用会社のうち決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の直近事業年度に係る財務諸表を使用している。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

次の会社の決算日は、連結決算日と異なる12月31日である。連結計算書類作成にあたっては、連結決算日現在で実施した本決算に準じた仮決算に基づく財務諸表を使用している。

DDK (Thailand) Ltd.	江蘇藤倉亨通光電有限公司
珠海藤倉電装有限公司	広州藤倉電線電装有限公司
Fujikura Asia Ltd.	長春藤倉電装有限公司
FIMT Ltd.	藤倉 (中国) 有限公司
Fujikura Hong Kong Ltd.	藤倉烽火光電材料科技有限公司
Fujikura Federal Cables Sdn. Bhd.	Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.
Fujikura Fiber Optics Vietnam Ltd.	藤倉 (上海) 通信器材有限公司
藤倉電子 (上海) 有限公司	Fujikura Automotive Vietnam Ltd.
Fujikura Automotive (Thailand) Ltd.	DDK VIETNAM LTD.
第一電子工業 (上海) 有限公司	

(4) 在外子会社及び在外関連会社における会計処理基準に関する事項

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成29年3月29日)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成29年3月29日)を適用し、在外子会社及び在外関連会社に対して、連結決算上必要な調整を行っている。

(5) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

その他有価証券

償却原価法

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却

原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法(月別)による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物 主として 50年

機械装置 主として 7年

無形固定資産

(リース資産を除く)

主として定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいている。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 引当金の計上基準

貸倒引当金
投資損失引当金
債務保証損失引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
関係会社株式又は関係会社出資金の価値の減少による損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要額を計上している。
債務保証等の損失に備えるため、被債務保証会社の財政状態等を勘案し、必要額を計上している。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上し、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産として計上している。また、一部の連結子会社については、退職給付債務の算定にあたり、期末自己都合要支給額等を退職給付債務とする簡便法を採用している。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。
過去勤務費用については発生時から従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により費用処理する方法を採用している。また、数理計算上の差異については発生の翌連結会計年度から、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により費用処理する方法を採用している。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

収益及び費用の計上基準

進捗部分に成果の確実性が認められる工事の収益及び費用の計上基準については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）によっている。

重要なヘッジ会計の方法

(i) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用している。

(ii) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約等	外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
金利スワップ	借入金の変動金利
商品先物取引	原材料

(iii) ヘッジ方針

外貨建取引における為替変動リスク、一部の借入金における金利変動リスク及び一部の原材料における価格変動リスクについてヘッジを行っている。

(iv) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っている。但し、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略している。

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式を採用している。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんの償却は、5年間の定額法により償却を行っている。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更)

有形固定資産の減価償却方法の変更及び耐用年数の変更

有形固定資産の減価償却の方法については、従来、当社及び国内連結子会社は主として定率法、在外連結子会社は定額法によっているが、当連結会計年度より当社及び国内連結子会社は全ての有形固定資産について定額法に変更している。

当社グループでは、「2020中期経営計画」において予定されている設備投資計画を契機とし、国内の有形固定資産の減価償却方法について再検討を行った。その結果、生産設備のこれまでの使用実態から急激な技術的・経済的な陳腐化は見られず、また今後も耐用年数にわたり安定的に稼働していくことが見込まれることから、費用を均等に配分する定額法への変更を行った。この変更により、当社グループの有形固定資産の減価償却の方法は定額法に統一されている。

また、当社及び国内連結子会社は減価償却方法の変更にあわせて有形固定資産の使用実態を見直し、当連結会計年度より、一部の有形固定資産の耐用年数を実態にあわせた耐用年数に変更している。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の営業利益は2,593百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ2,598百万円増加している。

(追加情報)

取締役等に対する株式報酬制度

当社は、平成29年6月29日開催の第169期定時株主総会決議に基づき、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）及び当社執行役員（以下総称して「取締役等」という。）を対象に、当社の株式価値と取締役等の報酬との連動性をより明確にし、取締役等が株価の上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動によるメリット及びリスクを株主の皆様と共有することで、企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度を導入した。

本制度にかかる会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じている。

(1) 取引の概要

当社が設定する信託（以下、「本信託」という。）に金銭を信託し、本信託において当社普通株式（以下、「当社株式」という。）の取得を行い、取締役等に対して、当社取締役会が定める株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、当社株式が本信託を通じて交付される株式報酬制度である。なお、取締役等が当該株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時である。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上している。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、1,035百万円、1,056,065株である。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	380,052百万円
(2) 有形固定資産の減損損失累計額	10,319百万円
(3) 担保資産及び担保付債務	
① 担保に供している資産	
土 地	992百万円
② 上記に対応する債務	
流動負債その他	606百万円
固定負債その他	2,446百万円

(4) 偶発債務

債務保証等

(単位：百万円)

保証先	内容	金額
(関係会社)		
Fujikura Cabos Para Energia e Telecomunicações Ltda.	銀行借入金	2,519
ProCable Energia e Telecomunicações S.A.	銀行借入金	2,390
PT. FUJIKURA INDONESIA	銀行借入金	253
(株)ユニマック	銀行借入金	250
他 2社	銀行借入金等	25
	小計	5,438
(関係会社以外)		
従業員(財形融資)	銀行借入金	184
	小計	184
	合計	5,622

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 事業構造改善費用の内訳は以下のとおりである。

子会社の拠点整理に伴う特別退職金等	1,976	百万円
子会社の拠点整理に伴う資産整理	474	
計	2,450	

(2) 当社グループは以下の資産につき、減損損失を計上している。

(単位：百万円)

会社（場所）	用途	種類	減損損失額
株式会社フジクラ（栃木県真岡市）	コネクタ製造工場等	土地等	345

上記不動産については、第三者への売却が決定したため、売却価額と帳簿価額の差額を減損損失として計上している。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び株式数

(単位：株)

種類	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数
普通株式	295,863,421	-	-	295,863,421

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,426	5.0	平成29年3月31日	平成29年6月30日
平成29年10月27日 取締役会	普通株式	2,004	7.0	平成29年9月30日	平成29年12月4日

(注) 平成29年10月27日開催の取締役会決議の配当金の総額には、取締役等への株式報酬制度のために設定した株式交付信託にかかる信託口に対する配当金7百万円が含まれている。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成30年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案している。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,004	7.0	平成30年3月31日	平成30年6月29日

(注) 平成30年6月28日開催の定時株主総会決議の配当金の総額には、取締役等への株式報酬制度のために設定した株式交付信託にかかる信託口に対する配当金7百万円が含まれている。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金を主に銀行借入、コマーシャル・ペーパー及び社債発行によって調達し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用している。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、売掛債権管理規程に沿ってリスクの軽減を図っている。また、外貨建の営業債権による、為替の変動リスクについて、先物為替予約を利用してヘッジしている。

投資有価証券は主として株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し保有状況を継続的に見直している。

支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、その一部の外貨建債務は為替の変動リスクに晒されているが、恒久的に同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にある。

借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されているが、金利スワップを利用してヘッジしている。

デリバティブ取引は、いずれも実需に基づくものであり、それぞれ将来の為替変動リスク、金利変動リスク、主要原材料である銅及びアルミの価格変動リスクをヘッジする目的にのみ限定しており、その対象金額の範囲内で行っている。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	34,285	34,285	-
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	151,237 △ 666		
(3) 投資有価証券	150,570 30,627	150,570 31,541	- 914
(4) 支払手形及び買掛金	77,166	77,166	-
(5) 短期借入金 (*1)	63,374	63,374	-
(6) 未払法人税等	2,612	2,612	-
(7) 社債 (*2)	40,000	39,985	△ 15
(8) 長期借入金 (*1)	133,995	133,475	△ 519
(9) デリバティブ取引 (*3)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,668)	(1,668)	-
②ヘッジ会計が適用されているもの	209	209	-

(*1) 連結貸借対照表上、短期借入金として計上している1年以内に返済予定の長期借入金13,404百万円については、長期借入金に含めている。

(*2) 1年内償還予定の社債（連結貸借対照表計上額20,000百万円）は、社債に含めている。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。なお、売掛金のうち為替予約の振当処理の対象とされているものの時価については、当該為替予約と一体として算定する方法によっている。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっている。債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(7) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定している。

(8) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。なお、一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(9)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっている。

(9) デリバティブ取引

為替予約取引は先物為替相場を使用している。商品先物取引はLME（ロンドン金属取引所）及びSHFE（上海期貨交易所）の期末公示価格と、期末為替相場に基づき算定している。為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載している（上記(2)参照）。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している（上記(8)参照）。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額 7,808百万円）については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難であると認められるものであるため、「(3) 投資有価証券」には含めていない。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用オフィスビル等（土地を含む。）を有している。平成30年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は5,487百万円（主な賃貸収益は売上高、主な賃貸費用は売上原価に計上。）である。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時価
44,569	109,033

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

（注2）期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）である。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 768円 83銭

(2) 1株当たり当期純利益 64円 36銭

(3) 当社は当連結会計年度より、取締役等に対し、信託を用いた株式報酬制度「株式交付信託」を導入している。当該信託口が保有する当社株式1,056,065株を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めている。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、当該信託口が保有する当社株式の当連結会計年度における期中平均株式数704,043株を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。

8. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

(個別注記表)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式
その他有価証券

移動平均法による原価法
時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法(月別)による原価法(貸借対照表価額は収益性の
低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産
(リース資産を除く)

定額法

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物	主として	50年
機械装置	主として	7年

無形固定資産
(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利
用可能期間(5年)に基づいている。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につい
ては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につい
ては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上してい
る。

投資損失引当金

関係会社株式又は関係会社出資金の価値の減少による損失
に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要額を計上
している。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職
給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
当事業年度末において退職給付債務から未認識数理計算上の
差異及び未認識過去勤務費用を控除した額を年金資産が超過
するため前払年金費用として表示している。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度
までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準に
よっている。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均
残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により
費用処理している。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における
従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による
定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から
費用処理している。

債務保証損失引当金

債務保証等の損失に備えるため、被債務保証会社の財政状態
等を勘案し、必要額を計上している。

(4) 収益及び費用の計上基準

進捗部分に成果の確実性が認められる工事の収益及び費用の
計上基準については、工事進行基準(工事の進捗率の見積も
りは原価比例法)によっている。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

(外貨建売上取引等)

為替予約が外貨建売上取引の前に締結されているものは、外貨建取引及び金銭債権に為替予約相場による円換算額を付す。なお、外貨建の予定取引については為替予約を時価評価したことによる評価差額を貸借対照表に繰延ヘッジ損益として繰延べている。

(借入金の変動金利)

金利スワップの特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用している。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約等	外貨建金銭債権債務 及び外貨建予定取引
金利スワップ	借入金の変動金利

③ ヘッジ方針

外貨建取引における為替変動リスク及び一部の借入金における金利変動リスクについてヘッジする。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っている。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略している。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜方式を採用している。

(7) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(会計方針の変更)

有形固定資産の減価償却方法の変更及び耐用年数の変更

有形固定資産の減価償却の方法については、従来、主として定率法によっていたが、当事業年度より定額法に変更している。

当社グループでは、「2020中期経営計画」において予定されている設備投資計画を契機とし、国内の有形固定資産の減価償却方法について再検討を行った。その結果、生産設備のこれまでの使用実態から急激な技術的・経済的な陳腐化は見られず、また今後も耐用年数にわたり安定的に稼働していくことが見込まれることから、費用を均等に配分する定額法への変更を行った。この変更により、当社グループの有形固定資産の減価償却の方法は定額法に統一されている。

また、減価償却方法の変更にあわせて有形固定資産の使用実態を見直し、当事業年度より、一部の有形固定資産の耐用年数を実態にあわせた耐用年数に変更している。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当事業年度の営業利益は1,793百万円、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,798百万円増加している。

(追加情報)

取締役等に対する株式報酬制度

当社は、平成29年6月29日開催の第169期定時株主総会決議に基づき、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）及び当社執行役員（以下総称して「取締役等」という。）を対象に、当社の株式価値と取締役等の報酬との連動性をより明確にし、取締役等が株価の上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動によるメリット及びリスクを株主の皆様と共有することで、企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度を導入した。

本制度にかかる会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じている。

(1) 取引の概要

当社が設定する信託（以下、「本信託」という。）に金銭を信託し、本信託において当社普通株式（以下、「当社株式」という。）の取得を行い、取締役等に対して、当社取締役会が定める株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、当社株式が本信託を通じて交付される株式報酬制度である。なお、取締役等が当該株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時である。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上している。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、1,035百万円、1,056,065株である。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	171,673百万円
(2) 有形固定資産の減損損失累計額	4,930百万円
(3) 担保資産及び担保付債務	
① 担保に供している資産	
土 地	992百万円
② 上記に対応する債務	
流動負債預り金	606百万円
固定負債長期預り敷金保証金	2,446百万円
(4) 債務保証等	

(単位：百万円)

保証先	内容	金額
(関係会社)		
Fujikura Automotive Europe S.A.U.	銀行借入金	21,817
Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.	銀行借入金	17,193
America Fujikura Ltd.	銀行借入金	8,700
江蘇藤倉亨通光電有限公司	銀行借入金	4,191
珠海藤倉電装有限公司	銀行借入金	4,105
Fujikura Cabos Para Energia e Telecomunicações Ltda.	銀行借入金	2,519
ProCable Energia e Telecomunicações S.A.	銀行借入金	2,390
Fujikura Federal Cables Sdn. Bhd.	銀行借入金	1,109
DDK VIETNAM LTD.	銀行借入金	887
他 14社	銀行借入金及び 契約履行保証等	6,027
	小計	68,943
(関係会社以外)		
従業員(財形融資)	銀行借入金	184
	小計	184
	合計	69,127

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	79,728百万円
長期金銭債権	8,471百万円
短期金銭債務	44,215百万円
長期金銭債務	6百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	関係会社に対する売上高	273,320百万円
	関係会社からの仕入高	190,357百万円
	販売費及び一般管理費	2,349百万円
	関係会社との営業取引以外の取引高	4,843百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：株)

種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	10,505,062	1,058,710	1,056,177	10,507,595

(変動事由の概要)

1. 普通株式の自己株式数の増加1,056,065株は、取締役等への株式報酬制度「株式交付信託」の取得によるものである。
2. 普通株式の自己株式数の増加2,645株は、単元未満株式の買取によるものである。
3. 普通株式の自己株式数の減少1,056,065株は、取締役等への株式報酬制度「株式交付信託」への処分によるものである。
4. 普通株式の自己株式数の減少112株は、単元未満株式の売渡によるものである。
5. 普通株式の自己株式数には、取締役等への株式報酬制度「株式交付信託」にかかる信託口が保有する当社株式1,056,065株が含まれている。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

関係会社株式評価損	6,262 百万円
繰越欠損金	4,265
投資有価証券評価損	2,481
貸倒引当金	2,209
減価償却超過額	1,692
未払賞与	994
前払年金費用	954
繰越外国税額控除	855
減損損失	707
出資金評価損	498
債務保証損失引当金	480
投資損失引当金	397
その他	1,830
<hr/>	
繰延税金資産小計	23,631 百万円
評価性引当額	△ 15,068 百万円
<hr/>	
繰延税金資産合計	8,562 百万円
<hr/>	

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額	2,278 百万円
固定資産圧縮積立金	412
その他	120
<hr/>	
繰延税金負債合計	2,811 百万円
<hr/>	
繰延税金資産の純額	5,750 百万円
<hr/>	

6. 関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注7)	科目	期末残高 (注7)
子会社	西日本電線㈱	所有 直接60.7%	資金の預入等 役員の兼任	資金の預入 (注2)	—	預り金	4,357
子会社	フジクラ電装㈱	所有 直接100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	—	短期貸付金	5,277
子会社	㈱フジクラ・ ダイヤケーブル	所有 直接70.0%	当社製品の販売 同社製品の一部購入 資金の援助 役員の兼任	製品の販売 (注1) 原材料の購入 (注6) 資金の貸付 (注2)	38,449 7,724 —	売掛金 未収入金 買掛金 短期貸付金	7,644 2,582 1,878 9,028
子会社	藤倉商事㈱	所有 直接100.0%	当社製品の販売 資金の預入等 役員の兼任	製品の販売 (注1) 資金の預入 (注2)	32,294 —	売掛金 預り金	13,453 5,000
子会社	第一電子工業㈱	所有 直接98.9% 間接1.0%	同社製品の一部購入	製品の購入 (注1)	12,636	買掛金	964
子会社	珠海藤倉電装有限公司	所有 直接49.0% 間接51.0%	債務保証等	債務保証 (注3)	4,105	—	—
子会社	Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.	所有 直接100.0%	同社製品の一部購入 債務保証等	原材料の購入 (注6) 債務保証 (注3)	50,741 17,193	買掛金 —	2,615 —
子会社	Fujikura Hong Kong Ltd.	所有 直接100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売 (注1)	111,801	売掛金	11,880
子会社	藤倉電子(上海)有限公 司	所有 直接100.0%	同社製品の一部購入	原材料の購入 (注6)	49,615	買掛金	2,542
子会社	Fujikura Automotive Europe S.A.U.	所有 間接100.0%	債務保証等 役員の兼任	債務保証 (注3)	21,817	—	—
子会社	America Fujikura Ltd.	所有 直接100.0%	債務保証等 役員の兼任	債務保証 (注3)	8,700	—	—
子会社	江蘇藤倉亨通光電有限 公司	所有 直接60.0%	債務保証等	債務保証 (注3)	4,191	—	—
子会社	オプトエナジー㈱	所有 直接99.1%	原材料の一部供給 役員の兼任	原材料の有償支給 (注5)	793	—	—
子会社	ProCable Energia e Telecomunicações S.A.	所有 直接53.3%	債務保証等	債務保証 (注3)	3,983 (注4)	—	—
関連会社	㈱ビスキャス	所有 直接50.0%	資金の援助	資金の貸付 (注2)	—	長期貸付金	6,746

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 製品・設備の販売及び購入については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定している。
(注2) 当社ではグループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム（以下CMS）を導入しているが、CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとに取引金額を集計することは実務上困難であるため、期末残高のみを表示している。なお、金利については市場金利を勘案して決定している。
(注3) 当社は、珠海藤倉電装有限公司、Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.、Fujikura Automotive Europe S.A.U.、America Fujikura Ltd.、江蘇藤倉亨通光電有限公司、ProCable Energia e Telecomunicações S.A. の銀行借入に対して債務保証を行っている。
(注4) 債務保証の期末残高に対し、1,593百万円の債務保証損失引当金を計上している。
(注5) 原材料の有償支給については、市場相場を勘案して取引条件を決定している。
(注6) 原材料の購入及び供給については、市場相場から算定した価格を参考に、都度交渉して取引条件を決定している。
(注7) 取引金額には消費税等が含まれていないが、期末残高には消費税等が含まれている。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 378円 02銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 20円 13銭 |
- (3) 当社は当事業年度より、取締役等に対し、信託を用いた株式報酬制度「株式交付信託」を導入している。当該信託口が保有する当社株式1,056,065株を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めている。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、当該信託口が保有する当社株式の当連結会計年度における期中平均株式数704,043株を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。

8. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。